

昭和六十三年二月十二日受領
答弁第九号

内閣衆質一一二第九号

昭和六十三年二月十二日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員高沢寅男君提出在日外国人子弟の教育のための施設提供に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員高沢寅男君提出在日外国人子弟の教育のための施設提供に関する質問に

対する答弁書

公立学校施設の本来の目的以外の使用については、一般的には、設置者である各地方公共団体が、法令の規定に基づき、諸般の事情を配慮し、適切に判断すべきものである。

また、国際化時代を迎えた今日、一般的な意味において、我が国の学校教育上、国際理解の観点から適切な配慮が行われることは望ましいものと考えられるが、具体的にはそれぞれの実情によるものと考ええる。